

市第 187 号議案

旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成15年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「少年院法（昭和23年法律第 169 号）第 2 条第 1 項」を「少年院法（平成26年法律第58号）第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

少年院法の制定等に伴い、関係規定の整備を図るため、旅館業法施行条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

旅館業法施行条例（抜粋）

$\left(\begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（社会教育施設等）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する
少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 2 条第 1 項
少年院

（第 5 号から第 7 号まで及び第 2 項省略）